

豊田市高等教育機関公開講座の共催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市（以下「市」という。）が、市民に高度で専門的な生涯学習サービスを提供するために、高等教育機関（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）が開催する公開講座の共催に関して、必要な事項を定めるものとする。

(共催の対象)

第2条 高等教育機関が開催する公開講座のうち、原則として市民を対象として市内で開催されるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、公開講座が次の各号のいずれかに該当する場合は、共催を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体又は宗教若しくは宗派を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの。
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの。ただし、市が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの。
- (4) 暴力団と関係があり、又はそのおそれがあるもの。
- (5) 政治的中立性を損なうおそれがあるもの。
- (6) その他共催を行うことが不相当と認められるもの。

(市の役割)

第3条 市は、公開講座の実施に関して、申請に基づき、次に掲げる事項の実施を担う。

- (1) 市内の公共施設等の会場予約に関する事
- (2) 市の媒体の広報に関する事（広報とよた、市ホームページなど）
- (3) その他両者協議の上、市が担うことが適当と認められるもの

(高等教育機関の役割)

第4条 高等教育機関は、公開講座の実施に関して、次に掲げる事項の実施を担う。

- (1) 講座の企画に関する事
- (2) 参加者の募集に関する事
- (3) 申込受付に関する事
- (4) 当日の運営に関する事
- (5) その他両者協議の上、高等教育機関が担うことが適当と認められるもの

(申請)

第5条 申請者は、豊田市公開講座共催申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）またはあいち電子申請・届出システム（平成16年あいち電子申請・届出システム利用規則）

により、会場予約や市媒体の広報を希望する場合は講座開催予定日の4か月前までに、希望しない場合は1か月前までに申請を行わなければならない。ただし、市が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(決定通知)

第6条 市は、前条の規定により共催の申請があったときは、その内容を審査し、共催することが適当と認めたときは、豊田市公開講座共催決定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(講座終了後の報告)

第7条 市は、高等教育機関に対し、公開講座の終了後、人数等の簡易な実績報告を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。